

3 東建第 20 - 0654 号
令和 4 年 3 月 23 日

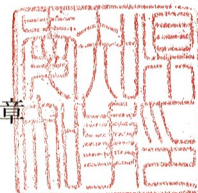
豊橋市

下五井町城屋敷 2 - 1

(株) エーエスワークス

代表取締役 糟谷 和昭 様

愛知県知事 大村 秀章



特 定 建 設 業 に つ い て (許 可)

令和 4 年 3 月 4 日付けで申請のありました 特定 建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、国土交通大臣に係る許可については、建設業法第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので念のため申し添えます。

記

許 可 番 号 愛知県知事 許可 (特 - 3) 第 79531 号

許 可 年 月 日 令和 4 年 3 月 23 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 9 年 3 月 22 日

許 可 建 設 業 の 種 類

土木工事業
建築工事業
大工工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
しゅんせつ工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
水道施設工事業
解体工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和 9 年 2 月 20 日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)